



埼玉県報

第573号
令和6年(2024年)
12月6日
金曜日

目次

規則

- 埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則（水環境課）

告示

- 特定非営利活動法人の認定に係る公告（共助社会づくり課）
- 上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの縦覧（みどり自然課）
- 栗崎向田土地改良区の役員就退任届（本庄農林振興センター）
- 金杉土地改良区の役員就退任届（春日部農林振興センター）
- 吉見領土地改良区の定款変更認可（農村整備課）
- 県営土地改良事業池上地区（区画整理事業）の換地計画の決定及び換地計画書の写しの縦覧（農村整備課）
- 雨水流出抑制施設の告示（河川砂防課）
- 河川管理施設と道路との兼用工作物管理協定（一級河川荒川水系新河岸川）（河川環境課）
- 有料公園施設等の使用料徴収事務委託（大宮公園事務所）
- 埼玉県警察テレワークシステム改修業務委託に関する落札者等の公示（会計課）
- 埼玉県警察高度分析システムサーバ機器等の賃貸借に関する落札者等の公示（会計課）
- 不在者投票を行うことができる施設の指定（選挙管理委員会）

雑報

- 特殊肥料の検査結果の公表に関する告示（病虫害防除所）

正誤

- 埼玉県教育委員会規則第6号中訂正（県立学校人事課）

規 則

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

埼玉県規則第七十四号

埼玉県生活環境保全条例施行規則の一部を改正する規則

埼玉県生活環境保全条例施行規則（平成十三年埼玉県規則第百号）の一部を次のように改正する。

第二十八条第十一号中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に改める。

別表第九第二号の表十三の項中「大腸菌群数」を「大腸菌数」に、「一立方センチメートルにつき個」を「一ミリリットルにつきコロニー形成単位」に、「三、〇〇〇」を「八〇〇」に改める。

附 則

この規則は、令和七年四月一日から施行する。

告示

埼玉県告示第千二百九十三号

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第四十五条第一項の規定により、次の特定非営利活動法人を認定したので、同法第四十九条第二項の規定により公示する。

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

特定非営利活動法人熱いぞ熊谷からの野球教室

二 代表者の氏名

長濱 茂雄

三 主たる事務所の所在地

埼玉県本庄市小島二丁目七番十号

四 当該認定の有効期間

令和六年十二月六日から令和十一年十二月五日まで

告 示

埼玉県告示第千二百九十四号

上尾市から上尾都市計画生産緑地地区の変更に係る図書の写しの送付を受けたので、都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十一条第二項において準用する同法第二十条第二項の規定により、当該図書の写しを埼玉県環境部みどり自然課において縦覧に供する。

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

告示

埼玉県告示第千二百九十五号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第十八条第十七項の規定により、栗崎向田土地改良区から役員に就任した者及び役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

| 一 就任 | | |
|------|--------|----------------|
| 職名 | 氏名 | 住所 |
| 理事 | 立石 勝義 | 埼玉県本庄市栗崎七十二番地一 |
| 同 | 小暮 博光 | 同 同 六十三番地 |
| 同 | 倉本 優 | 同 同 八十九番地二 |
| 同 | 立石 茂則 | 同 同 七十四番地一 |
| 同 | 佐久間 和惠 | 同 同 四十六番地二 |
| 同 | 山本 雅明 | 同 同 四十七番地一 |
| 同 | 須藤 明彦 | 同 同 六十番地 |
| 同 | 倉本 重八 | 同 同 千二百九十二番地 |
| 同 | 深田 栄一 | 同 同 五十四番地 |
| 二 退任 | | |
| 同 | 高田 裕之 | 同 同 北堀千七百三十二番地 |
| 同 | 深田 栄一 | 同 同 同 五十四番地 |
| 監事 | 倉本 重八 | 同 同 栗崎千二百九十二番地 |
| 同 | 高橋 雄介 | 同 同 今井四百十番地 |
| 同 | 須藤 明彦 | 同 同 同 六十番地 |
| 同 | 山本 雅明 | 同 同 同 四十七番地一 |
| 同 | 佐久間 和惠 | 同 同 同 四十六番地二 |
| 同 | 立石 茂則 | 同 同 同 七十四番地一 |
| 同 | 佐久間 和惠 | 同 同 同 四十六番地二 |
| 同 | 山本 雅明 | 同 同 同 四十七番地一 |
| 同 | 須藤 明彦 | 同 同 同 六十番地 |
| 同 | 倉本 重八 | 同 同 同 千二百九十二番地 |
| 同 | 深田 栄一 | 同 同 同 五十四番地 |
| 二 退任 | | |
| 同 | 高田 裕之 | 同 同 北堀千七百三十二番地 |
| 同 | 深田 栄一 | 同 同 同 五十四番地 |
| 監事 | 倉本 重八 | 同 同 栗崎千二百九十二番地 |
| 同 | 高橋 雄介 | 同 同 今井四百十番地 |
| 同 | 須藤 明彦 | 同 同 同 六十番地 |
| 同 | 山本 雅明 | 同 同 同 四十七番地一 |
| 同 | 佐久間 和惠 | 同 同 同 四十六番地二 |
| 同 | 立石 茂則 | 同 同 同 七十四番地一 |
| 同 | 佐久間 和惠 | 同 同 同 四十六番地二 |
| 同 | 山本 雅明 | 同 同 同 四十七番地一 |
| 同 | 須藤 明彦 | 同 同 同 六十番地 |
| 同 | 倉本 重八 | 同 同 同 千二百九十二番地 |
| 同 | 深田 栄一 | 同 同 同 五十四番地 |

告示

埼玉県告示第千二百九十七号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和六年十二月二日認可した。

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

吉見領土地改良区

二 事務所の所在地

埼玉県比企郡吉見町

告 示

埼玉県告示第千二百九十八号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第八十九条の二第一項の規定により県営土地改良事業池上地区（区画整理事業）の換地計画を令和六年十一月二十九日に定めたので、同条第四項において準用する同法第八十七条第五項の規定により公告し、及びその換地計画書の写しを次のとおり縦覧に供する。

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 縦覧期間

令和六年十二月十三日から

令和七年一月二十日まで

二 縦覧場所

熊谷市妻沼行政センター

行田市役所

告示

埼玉県告示第千二百九十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例（平成十八年埼玉県条例第二十号）第五条第一項の規則で定める技術的基準に適合すると認めためたので、告示する。

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 許可番号

第二〇二三―二八―一号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

埼玉県本庄市児玉町秋山字中道二千百六十六番六外四十六筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 八百六十八・八三立方メートル

浸透効果量 〇・〇九二九立方メートル毎秒

告 示

埼玉県告示第千三百号

河川法（昭和三十九年法律第六十七号）第十七条第一項の規定により、河川管理施設と道路との兼用工作物の管理の方法について協議が成立したので、同条第二項の規定により、次のとおり公示する。

なお、その関係図書は、埼玉県県土整備部河川環境課及び埼玉県朝霞県土整備事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 河川の名称

一級河川荒川水系新河岸川

二 河川管理施設の名称又は種類

新河岸川管理用通路

三 河川管理施設の位置

朝霞市田島二丁目百八番一地先から同市田島二丁目千五百六十八番二地先まで

四 管理を行う者の名称及び住所並びに代表者の氏名

名称 道路管理者 朝霞市

住所 朝霞市本町一丁目一番一号

代表者の氏名 富岡 勝則

五 管理の内容

イ 道路専用施設（路面（路盤までの部分を含む。）、路肩、道路の附属物その他の専ら道路の管理に必要な施設又は工作物をいう。以下同じ。）の新設（道路の附属物に係るものに限る。）、改築、維持又は修繕

ロ 路肩に接する法面で、当該路肩から法長一メートルまでの範囲内にあるものについての維持

ハ 原則として道路専用施設に係る災害復旧

六 管理の期間

令和六年十二月六日から道路の供用を廃止する日まで

告示

埼玉県告示第千三百一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百四十三条の二第一項の規定により、次のとおり公金事務を委託したので、同条第二項の規定により告示する。

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大野 元裕

一 委託した公金事務、指定公金事務取扱者の名称等及び委託期間

| 公金事務 | 指定公金事務取扱者の名称、住所又は事務所の所在地 | 委託期間 |
|----------------------|---|---------------------------------|
| 大宮公園駐車場の 使用料の収納事務 | 三井不動産リアルティ株式 会社 東京都千代田区霞が関三丁 目2番5号 | 令和六年十一月一日か ら令和九年十月三十一 日まで |

二 指定公金事務取扱者の指定をした日

令和六年十月三十日

三 委託をした日

令和六年十月三十日

告 示

埼玉県告示第千三百二号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県警察テレワークシステム改修業務委託 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁

目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年10月10日

4 落札者の氏名及び住所

日本電気株式会社 東京都港区芝5丁目7番1号

5 落札金額

42,442,400円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年8月16日

告 示

埼玉県告示第千三百三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

令和六年十二月六日

埼玉県知事 大野 元 裕

1 購入等件名及び数量

埼玉県警察高度分析システムサーバ機器等の賃貸借 一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県警察本部総務部財務局会計課調度係 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

令和6年10月9日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社J E C C 東京都千代田区丸の内3丁目4番1号

5 落札金額

164,504,340円

6 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

7 入札の公告を行った日

令和6年8月30日

告 示

埼玉県選管告示第六十七号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる施設を次のとおり指定した。

令和六年十二月六日

埼玉県選挙管理委員会委員長 長 峰 宏 芳

| 種 別 | 施設の開設主体及び名称 | 所 在 地 |
|-----|---------------------|-------------------------|
| 病院 | 特定医療法人 橘会 みずほ台病院 | 埼玉県富士見市西みずほ台二丁目 九番五号 |

雑報

特殊肥料の検査結果の公表に関する告示

肥料の品質の確保等に関する法律（昭和二十五年法律第二百二十七号）第三十条第七項の規定に基づき、特殊肥料検査の結果を次のとおり公表する。

令和六年十二月六日

埼玉県病害虫防除所長 原

弘信

令和6年10月分

| 特殊肥料 の指定名 | 生産業者、輸入業者 若しくは販売業者 又は表示者 | 届出名（及び商品名） | 検査の結果 | | | | | | | | 備考 | |
|--------------|--------------------------------|-------------|-----------|-----------|-----------|-------------|--|--|-----|-----------|----|------------|
| | | | TN (%) | TP (%) | TK (%) | TCaO (%) | | | C/N | 水分 (%) | | その他 の検査 |
| 堆肥 | 川越市 | 肥え土 | 0.5 | 0.1 | 0.3 | 0.8 | | | 36 | 67.2 | | |
| | (有)エー・アイ | 牛ふん堆肥なの華 | 1.1 | 1.6 | 2.1 | 1.3 | | | 22 | 47.7 | | |
| | | 馬ふん堆肥エクセレント | 0.7 | 0.4 | 1.4 | 0.5 | | | 38 | 41.0 | | |

備考：1 分析検査を実施した成分等の略号は次のとおりである。

TN－窒素全量、TP－りん酸全量、TK－加里全量、TCu－銅全量、TZn－亜鉛全量、TCaO－石灰全量、C/N－炭素窒素比、水分－水分含有量

2 分析値は原則として現物当たりの数値である。ただし、備考欄に「乾物当たり」と記載のある場合は、水分を除き他の項目は乾物当たりの数値である。

正 誤

埼玉県教育委員会規則第六号（令和六年十一月二十九日第五百七十一号）中訂正

ページ

六

誤

様式第4（第1条関係）

正

様式第4号（第1条関係）

ページ

行

七

前から一

誤

改める

正

改める。

ページ

八

誤

様式第6（第8条関係）

正

様式第6号（第8条関係）